

広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業要求水準書 新旧対照表（令和8年9月3日修正）

区分	現 行	修正後																																								
第 1 － 4 －(4)－エ	※ ②施設全体の供用開始を早める提案は可とする。	※ ①施設の一部供用開始（令和 12 年 3 月）を早める提案は認められないが、②施設全体の供用開始については、他の施設利用に支障を生じない範囲内で時期を早める提案は問題ないこととする。																																								
第 2 － 4 －(1)	(1) 設計業務（広島市委託契約約款（建築設計業務用）による） ア 設計業務における契約約款の適用区分 （ア）広島市委託契約約款（建築設計業務用）を適用する設計業務は、管理宿泊棟、農園事務所、屋外トイレ等の建築物及び建築物に付随する設備（インフラ施設を含む）に関する設計及び各種許認可申請等の手続業務とする。 （イ）広島市委託契約約款（建設コンサルタント業務等用 B）を適用する設計業務は、事前調査業務、テントサイト、キャンプファイヤー場、農園、広場、大広場、プレーパークならびに建築物の付帯工事の範囲を超える土木工事に 関する設計及び各種許認可申請等の手続業務とする。 なお、広島市委託契約約款（建設コンサルタント業務等用 B）が適用される設計業務であっても、業務内容に建築物に係る設計が含まれる場合は、当該部分について広島市委託契約約款（建築設計業務用）を適用するものとし、適用区分の判断が困難な事項については、設計業務の実施過程において協議の上、決定するものとする。 ア 事前調査業務 <省略> イ 設計業務（基本設計、実施設計） <省略> ウ 各種許認可申請等の手続業務	(1) 設計業務（広島市委託契約約款（建築設計業務用）及び広島市委託契約約款（建設コンサルタント業務等用 B）による） ア 設計業務における契約約款の適用区分 （ア）広島市委託契約約款（建築設計業務用）を適用する設計業務は、管理宿泊棟、農園事務所、屋外トイレ等の建築物及び建築物に付随する設備（インフラ施設を含む）に関する設計及び各種許認可申請等の手続業務とする。 （イ）広島市委託契約約款（建設コンサルタント業務等用 B）を適用する設計業務は、事前調査業務、テントサイト、キャンプファイヤー場、農園、広場、大広場、プレーパークならびに建築物の付帯工事の範囲を超える土木工事に 関する設計及び各種許認可申請等の手続業務とする。 なお、広島市委託契約約款（建設コンサルタント業務等用 B）が適用される設計業務であっても、業務内容に建築物に係る設計が含まれる場合は、当該部分について広島市委託契約約款（建築設計業務用）を適用するものとし、適用区分の判断が困難な事項については、設計業務の実施過程において協議の上、決定するものとする。 イ 事前調査業務 <省略> ウ 設計業務（基本設計、実施設計） <省略> エ 各種許認可申請等の手続業務																																								
第 6 － 1 －(4)－イ	<table><tr><th rowspan="2">施設</th><th rowspan="2">諸室名</th><th rowspan="2">概要及び要求事項</th><th colspan="2">供用時期</th></tr><tr><th>R12.3</th><th>R14.3</th></tr><tr><td rowspan="4">キャンプ場</td><td rowspan="6">テントサイト</td><td>・10 区画以上のキャンプサイトを設置すること</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="7">●</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td colspan="3">・キャンプサイトは常設テント型ではないものとする。</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="3">・バーベキューを行えるスペースを設けること。</td><td colspan="2"></td></tr></table>	施設	諸室名	概要及び要求事項	供用時期		R12.3	R14.3	キャンプ場	テントサイト	・10 区画以上のキャンプサイトを設置すること		●				・キャンプサイトは常設テント型ではないものとする。					・バーベキューを行えるスペースを設けること。					<table><tr><th rowspan="2">施設</th><th rowspan="2">諸室名</th><th rowspan="2">概要及び要求事項</th><th colspan="2">供用時期</th></tr><tr><th>R12.3</th><th>R14.3</th></tr><tr><td rowspan="4">キャンプ場</td><td rowspan="4">テントサイト</td><td>・10 区画以上のキャンプサイトを設置することとし、そのうち 10 区画については、各区画 6 人以上が利用できる規模とすること。</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">●</td></tr><tr><td>・テントサイトの近隣に利用者用の駐車スペースを確保するとともに、整備するテントサイトのうち 5 区画以上を、車両を乗り入れることができるオートサイトとすること。</td></tr><tr><td>・キャンプサイトは常設テント型ではないものとする。</td></tr><tr><td>・バーベキューを行えるスペースを設けること。</td></tr></table>	施設	諸室名	概要及び要求事項	供用時期		R12.3	R14.3	キャンプ場	テントサイト	・10 区画以上のキャンプサイトを設置することとし、そのうち 10 区画については、各区画 6 人以上が利用できる規模とすること。		●	・テントサイトの近隣に利用者用の駐車スペースを確保するとともに、整備するテントサイトのうち 5 区画以上を、車両を乗り入れることができるオートサイトとすること。	・キャンプサイトは常設テント型ではないものとする。	・バーベキューを行えるスペースを設けること。
施設	諸室名				概要及び要求事項	供用時期																																				
		R12.3	R14.3																																							
キャンプ場	テントサイト	・10 区画以上のキャンプサイトを設置すること		●																																						
・キャンプサイトは常設テント型ではないものとする。																																										
・バーベキューを行えるスペースを設けること。																																										
施設	諸室名	概要及び要求事項	供用時期																																							
			R12.3	R14.3																																						
キャンプ場	テントサイト	・10 区画以上のキャンプサイトを設置することとし、そのうち 10 区画については、各区画 6 人以上が利用できる規模とすること。		●																																						
		・テントサイトの近隣に利用者用の駐車スペースを確保するとともに、整備するテントサイトのうち 5 区画以上を、車両を乗り入れることができるオートサイトとすること。																																								
		・キャンプサイトは常設テント型ではないものとする。																																								
		・バーベキューを行えるスペースを設けること。																																								